

●香川県告示第384号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、公の施設の管理に係る指定管理者の指定を次のとおり取り消した。

平成28年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	取消年月日
香川県障害者支援施設 たまも園	社会福祉法人清水園 坂出市西庄町1635番地1	平成29年3月31日